

学術系法情報データベースの社会的役割

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報プラットフォーム・プロジェクト」, サイバー法研究会, 法情報学研究会 公開日: 2015-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17600

学術系法情報データベースの社会的役割

Social Functions of Academic Legal Database System

明治大学法学部教授・弁護士

夏井 高人

はじめに

我々の SHIP プロジェクトでは、単にデータベースの技術開発だけではなく、法律データベースを作っていく上で発生するだろうと思われる法律上の様々な問題についても多角的に研究を重ねてきた。

今回の第4回共同シンポジウムでは、学術系の法律情報データベースを作っていくということの社会的意味について、私なりの考えを申しあげたいと思う。また、アメリカ合衆国からは Peter Martin 教授、オーストラリアからは Graham Greenleaf 教授にご参加いただいた。この問題について、3カ国のそれぞれの立場で意見交換をし、大きな成果をあげたいと思う。

第1 法情報の機能

まず、法情報の機能としてどのような機能があるかについて考えてみたい。1番目は、認知する機能(recognition function)。2番目は、記憶としての機能(storage function)。そして、3番目は、社会的な道具としての機能(function as social tools)である。

1 認知機能

人が「法」の存在を認識するためには、何らかのシンボルが必要である。そのシンボルにはいろいろあるが、「法」を認知するためのシンボルは普通、「法情報」(Legal Information)と呼ばれている。

Legal Information は、口頭で伝達されることもあるが「文字」やその他のものによっても伝えられる。太古の社会においては、ほぼすべての場合においてそうであったろうと推測される。「おふれ」や「お達し」というような用語は、このような歴史に根ざす用語の一つだろう。

法情報は、固定的な媒体に「文字」によって記録され伝達される場合がある。例えば、古代バビロニアのハムラビ王の法典がその例である。記憶される媒体は、石碑や磨崖碑文のようなものだけではなく、粘土板、青銅器、羊皮紙、竹簡、木簡、紙など、多種多様なものがある。今日最も多用されているのは、紙又は紙を束ねた本である。しかし、このような媒体の材質及び形状の相違にもかかわらず、文字というシンボルによって法情報が記録され伝達されているという事実には、質的な相違点が全く存在しない。

今日、電子的な道具によってシンボルの交換がなされるようになった。そこでもまた、人がそのシンボルを認識するためにその道具が存在しているのである限り、普通の文字による記録・伝達と何ら異なることはない。

これは、人間がシンボルを通してしか、ものを認識できないということに基づくものである。現在の法理論は、大陸法系の法理論 (European Legal Theories) であってもアメリカ合衆国の法理論とりわけコモンロー (U.S. Legal Theories; Common Law) であっても、「人間の意思」というものを中心に組み立てられている。これは何らかのシンボルを通して形成される意思である。

しかし、将来、人間の意思とは関係のないソフトウェア・エージェント (Software Agent) とソフトウェア・エージェントとの間の契約というものが実現されるようになると、意思というものがなくなるかもしれない。そうなると、法情報は人間にとって認識可能でないものであって良いようになるかもしれない。私はそのような人間の意思を介しない法システムのことを「処理主義理論」(processing theory)と命名している。現時点では、人間の意思が存在しなければ何らかの法的効果を生じさせてはならないと考えるのが普通の考えであるから、software agent を使った契約であっても最後は人間の意思に戻る。しかし、未来の時点では純粋なソフトウェアの間の契約というものが成立するかもしれない。その時には、そこで用いられるシンボルは人間にとって認識可能なものでなくても良い時代になるだろう。

2 記憶としての機能

次に、法情報は記憶される。人間の記憶には短期(short-term)の記憶と長期(long-term)の記憶の2つがある。短期記憶は、通常は、人の脳の中だけで処理されて終わりになる。これに対し、長期記憶は、多くの場合、人の脳に対して外部記憶として存在している。しかし、同じ人間であっても、記憶は次第に薄れてゆく。また、その人間が死ねば、脳の中にあった記憶は失われる。従って一定の長期間、記憶を保存するためには人間の脳の外にあるメディアに記録することが必要になる。そこで、人は、長期記憶の機能を利用して、異なる時代、異なる空間にある個体間での意思疎通を可能なものとしてきた。そして、それによって、文化が成立可能となった。

長期記憶のために用いられるのは、文字だけとは限らない。現在でも解読されていない線文字やマヤの碑文等に用いられている記号とも符号とも識別不能なシンボルもある。現代でも、数学の公式等では、記号だけが用いられることがある。この場合、文字と同じかたちのシンボルが用いられていても、そのシンボルとしての使用目的は、文字としての機能を利用していない場合が多い。だが、人類は、記録するための一般的な方法として、文字を使ってきた。法情報データベースは、法情報を示すための文字というシンボルの集合体である。法令集や判例集がそうである。また、判例集 (Casebook) をデジタル化した判決データベースでもそうだ。

しかし、法情報に関しては、当該環境の下における社会的システムの一部として「法」が機能するのでなければ意味がないことから、一定の社会的行動と結びつく「概念」を喚起するものとしての「文字」というシンボルが用いられることが多い。ここにおいて機能するコンテキストは、あくまでも個人的なものに過ぎないが、コンテキストの理解に関する一種の共同幻想に基づいて、全ての社会は維持されている。

3 社会的な道具としての機能

このように、法情報は、文字として認識可能な何らかのシンボルの集合体であって、そのシンボルが人間の脳に訴えかけるものである。だから、その反作用として、社会的行動の決定要因となるものである。その文字列集合が、「集合体であること」それ自体の機能と

して、一定の社会的コンテキストを前提とする行動決定（意思決定）へと機能することになる。従って、法情報は、当該文字列の集合体の中にあるのではなく、文字列の集合体によって機能する人の脳内の世界に存在するものといわなければならないが、その法的世界が一定程度の大きさをもっている場合には、外部記憶として存在する法情報の集合体というものなしには、人の社会が機能することはない。そうすると、法情報は、それ自体の本質的な機能として社会的な道具としての機能を有していることになる。つまり、法情報は単に情報として存在していて、それを誰かが認識するというのではなく、社会全体の中で社会をコントロールするための仕組み（ツール）であると考えられる。

ここで「社会的に法情報が機能する」ということは、どの時代においても、どの場所においても、誰に対しても常に機能するということを意味するのではない。一定の環境、(environment)が必要だ。ある環境の中においてだけ特定の、ワンセットの法情報が機能(function)する。その法情報が機能すべき環境がマッチしている場合においてのみ機能するのである。例えば、中国古代の殷において行われたト占による政策決定は、その当時においては、法的ルールを導出するための社会的システムとして機能していた。しかし、現時点では、その痕跡としての甲骨文を読んで、何らの社会的作用も生ずることはない。それは、甲骨文に書かれていること、あるいは、甲骨文によって法的ルールを導出することを機能させるための環境が現在では失われてしまっているからである。そこに存在するのは、過去の特定の時代に機能した特定の社会システムの痕跡のみである。現在では、動物の骨を焼いてそのひび割れによって何かを信じるという環境が存在しないから、そのような法システムは機能しない。同じように、現在機能している様々な法システムが未来の社会において機能するかどうかは分からない。

このことは、現代に存在する現代の法的ルールでも当てはまる部分がある。例えば、現在信じられている適正手続の保障(due process)その他諸々のルールは、現在の環境の中では機能している。しかし、将来の環境では機能しないかもしれない。つまり、法はそれ自体として機能するのではなく、一定の社会的コンテキストの中で環境と組みになって社会的に機能するものだと考えられる。例えば、国内法(domestic laws)は、当該国家の内部においてのみ機能する。通常、法学者は、国家主権の問題としてこのことを理解する。しかし、情報論の立場では、特定の仕組みが機能するための環境の（又は、その環境の相違の）問題として理解するだろう。同一の国の内部においても、一定のローカルな領域では、例えば、「やくざ」や「マフィア」の社会内では、主要な国家法の多くが無視され全く機能しないかもしれないし、その逆もまた真である。中央集権的な国家権力が確立されていない国や連邦国家あるいは他民族国家では、このことが相互に正当性を主張し合える状況にあるものとして出現する。そのようなローカルなシステムは、我々すべてに対して意味のあるものではないが、彼らの中では法システムとして機能している。

要するに、法情報は、社会的な道具として機能するものであるから、それが機能するための環境がマッチしていなければ、単なる文字列集合であるのに過ぎない。我々が法情報データベースを作る意味は、ここにある。法律情報データベースの構築は、これらの法情報が持っている社会的コンテキストと関連する機能(Social context relating functions)を良く考えたところからスタートする必要があると考える。

第2 法源とは何か？

法情報をデータベースに入れる作業をする上では、次に、何がオリジナル・データ(Original date)であるか、何が法源(Source of law)であるかを、きちんと考える必要が出てくる。ここ

ではまず、「オリジナルとは何か」ということを考えたい。第2に、そこから導き出される第2次的なデータ(Secondary data)について検討する。最後に、データに対するコメントや用法の問題を述べる。

1 オリジナル・データ

まず、法それ自体を抽象的に考えてみる。

何が「法」であるのかを知るためのシンボルは、「法源」と呼ばれる。「法源」は、法情報というジャンルに属するシンボルの認知を通じて人に認識される。従って、法情報は、法源それ自体を示すシンボルであることになる。ここで、「正しい法」のみが法であり、「法源」は正しい法についてのみ存在し得るとい立場があり得る。この正しい法というのは、現時点において社会的に正当なものとして機能する法ということの意味する。

多くの法学者はこのように考えている。

法源となる法情報は、「メートル原器」と同じような意味で、公的に信頼性を保障された唯一のものが存在しなければならないとされている。最終的に拠りどころになる基準(Standard)であるということになる。

例えば、「殺人行為が違法な行為であり刑罰をもって応答される」という法的ルールの法源は、日本国刑法第199条(Japan Penal Code article 199)である。この第199条の条文は、特定の文字フォントや文字の大きさによって左右されることのないもので、ある意味では、抽象的なものである(日本国刑法典を制定した明治憲法下の帝国議会の議事録や法律案を記載した文書が消失してもなお、抽象的な存在としての第199条の条文それ自体は存続し続ける)。しかし、これは、観念的にはそうであるというだけのことで、実際には、特定の法情報は、コピーも含め複数の媒体上から入手することが可能である。

例えば、世の中には、日本国の「六法」¹と呼ばれる法律集を含め、多数の法律条文を印刷した本が出版されている。これらの法律集には異なるバージョンがたくさんある。何万という同じ条文が、何万という本の中で印刷されて出版されている。それにも関わらず、刑法199条は1個しか存在しない。それから、この法情報を手に入れるためには、複数のチャンネルから入手可能だ。複数の情報というのは、紙であれば複数の出版物から手に入れることができる。Webであれば、異なるHTMLや異なるデータベースから手に入れることができる。これは抽象的に条文として理解される条文だ。だから、異なる法律集の中で、異なるフォント、文字の大きさ、色、どのような形によって印刷され、出版されていても関係なしに、条文それ自体として抽象的に存在する。その意味で、そもそも法源というものは、物体とは関係なしに存在し得るもので、ただ物体を通して認識されるものだと考えるべきだろう。そうでなければ、一定程度以上の大きさがあり、一定規模の官僚機構や司法システムをもった社会では、法情報が法情報として機能することが困難となるに違いない。

これら異なる表現形式を有する法情報は、1個のオリジナルから派生してきた。

¹ 「六法」は、基本となる6種類の法典(憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法)又はこれらを収録した書籍(法律集)を示す名称である。これは、明治維新の後、イギリス、フランス等の西欧諸国との間の不平等条約を解消するため、当時の日本国が基本的な法典を急いで導入する必要があったことから生じた。このような歴史的背景に基づいて成立した「六法」という名称の法令集は、日本国などごく少数の国家においてのみ存在する。なお、現在の「六法」には、これら6種類の基本法典意外の法令も多数収録されており、いわば紙の法律情報データベースとして機能してきた。

電子的な道具によって法情報が伝達されるようになった現代でもなお、オリジナルのデータが最も信頼性が高いという信仰は失われていない。しかし、派生するプロセスの中で、バグやミスタイプが含まれることは避けられない。むしろ、電子的なものであるがゆえの問題もあり得る。例えば、法情報を記述するために用いられている文字コードと文字フォントとが一致しているかどうかを当該テキストそれ自体から判別することは困難である。フォントの違いによって、その HTML の作者が意図したものと違う文字がブラウザ上に表示されることもある。XML では、その言語としての仕様それ自体から、この問題がやや緩和されている。Unicode を利用できる環境では特にそうだろう。HTML でも、タグの中で、明示で文字コードの種類とフォント・セットを指定することによりこの問題を回避できる場合がある。しかし、このような機能が利用可能であるということは、クライアント・マシン側に必要なフォント・セットを持っていない場合にまで、コードとその表現形との一致が確保されるということを含く意味するものではない。いわゆる「外字」²が用いられている場合には、この問題は、恐ろしく深刻なものとなるだろう。そうすると、Web 上のデータベースの中に仮にオリジナルなものがあったとしても、それがオリジナルであるということが保証されているかどうかは分からない。

このように、紙の媒体であっても、Web 上の媒体であっても、何がオリジナルであるかということは、これからもずっと考えられ続けなければならないことになる。現代でもなお、「オリジナルのデータはどのような存在か」という意味での法源の探求は終わっていないし、ますますもって困難の度を深めているかもしれない。このことは、次の 2 次的データとの関係で考えると、より一層難しい問題を含んでいる。

他方において、オリジナルのデータを供給することができるのは、それを生成した者又は保有する者だけである。一般に、国家と呼ばれている組織体においては、このような生成又は保有の機能を有するのは、立法機関と司法機関だけである。但し、国によっては、これらの機関が独立した機関ではなく、その機能を同一の政府機関が営んでいることもある。しかし、国家権力として、立法機能又は司法機能を有するとされている機関のみがその生成者であり保有者であり得るという事実と相違はない。従って、それ以外の組織体、例えば、WESTLAW や Lexis-Nexis といった法情報企業も、明治大学法学部や LII や AustLII といった学術団体も、いずれも、オリジナル・データの生成者になることはない。保有者になることはない。これらの組織体は、オリジナルから派生した 2 次的なデータの保有者となり得るだけに過ぎない。

2 2 次的データ

現在、我々が入手可能な法律データはほぼすべて 2 次的なデータである。法令で言えば、日本の「六法」や法令集は、官報の記載を転写し編集を加えて印刷した 2 次的データである。市販の判決集に搭載されている判決も 2 次的データである。公式判例集に搭載されている判決文も、オリジナルのテキスト（判決原本）に編集を加えたものであり、その意味でオリジナル・データではない。Web 上の法令集や判決集は、ほぼ全部が 2 次的データである。官報でさえ、日本国の国会で制定された条文を書き写して編集した 2 次的なデータに過ぎないので、厳密には、オリジナル・データであるということができない。要するに、ほぼ全ての国民は、オリジナル・データによって法源を探するための手段を与えられていない。つまり、日本国においては、法律が一般に公開されるその時点で、既にオリジナルでないものしか提供されていないということになる。このような事情は、米国でも同じであ

² http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/column/ogata/part1_2.htm

り、WESTLAWのような大手出版社を通じて2次的データの供給を受けるのが普通である。いずこの国においても、真のオリジナル・データにアクセスする方法は、極めて限定されたものとなっている（裁判所での判決原本の閲覧、議会図書館や公文書館での立法関連資料の閲覧など）。にもかかわらず、ほとんどすべての法律家や弁護士は、官報に印刷された文字列がオリジナルであると考えて疑わない。しかし、それは最初からオリジナルではない。

2 次的データの多くは、その信頼性を何によって担保しているのだろうか？

まず、大手の法律出版社である、有名大学のプロジェクトにより刊行されているものである、といった類の「社会的評価」という要因をあげることができる。これらは過去の実績に基づいて信頼を確保していることになる。それゆえ、現在のカレントなデータについて信頼性が確保されているということの保証は何もないのと同じことになる（明日は今日と同じ風が吹くとは限らない。）。日本国の著名な出版社の法令集に誤植があったために、その誤植に気づかないで、法令適用の誤りを内在する判決がなされてしまい、後に上訴審で破棄されたという例があるということである。

では、公式判例集のような国家機関から刊行される出版物の場合にはどうだろうか？

この場合にも、誤植や編集ミスはあり得る。そもそも日本の官報でも、官報編纂者による誤植が存在しているということが知られている。それだけではなく、制定された法律それ自体に最初から誤植やミスが混在していることがある。官報内に印刷された条文にもそのような例が散見される。コーネル大学 LII のデータベースに収蔵されている条文データの中には、最初から存在しているミスタイプ等について、「誤植と思われる」というようなコメントが付されているものがある。

では、裁判所の判例集はどうだろうか？

裁判所の判例集に記載されているものは、オリジナルのドキュメントから編集された印刷文字だ。日本国の公式判決集として「最高裁判例集」という出版物がある。これは、オリジナルと同じ価値を与えられている。しかし、それは、オリジナルとしての評価を与えられているというだけだ。本当のオリジナルは、裁判官がサインをした「判決原本」という1個の文書しかないはずだ。それがオリジナルであって、最高裁判例集に収録された判決はオリジナルではなく、2 次的なデータだ。しかし、最高裁から「これが判決である」と保証されて出版されるものは、最高裁判例集が最初のスタートになる。ここでもやはり、オリジナルと考えられているものが、実は最初から2 次的データであるということが言える。米国では、WESTLAW などの出版社から1 番最初にデータが出ることもあるが、この場合でも、裁判官がサインをした最初のドキュメントが本当のオリジナルであって、WESTLAW で印刷されるものは、オリジナルとしての評価は与えられるかもしれないが、それは2 次的なデータになるだろう。

判決の例で考えると、さらに難しい問題がある。判決も人間が作成する文書である以上、ミスタイプがある。日本国の法律では、ミスタイプがあったときには、それを修正するための更正決定をすることができることになっている。ここで大事なことは、エラー修正がなされる前のドキュメントと、エラーを修正するためのドキュメントを2 つミックスして、その結果どうなるか考えられた文書がオリジナルであって、2 つの文書は物理的に結合されるわけではないから、真のオリジナルは観念的にしか存在しないということだ。世の中ではオリジナルというものは物体として存在していると信じられているが、この例を見ると実は、「物体として存在しないオリジナル」が「存在する」ということになる。

次に、諸外国の例を見ると、判決に幾つかのバージョンが存在する場合があります、どの時点のどのバージョンのテキストであるかを確定した上でないと、オリジナルとしての批評ができない場合もある。このような例では、そのどのバージョンもオリジナルであり、し

かも、同一の「判決」である。この場合、オリジナルとは、どれを指すことになるのだろうか。このような例では、判決というデータのIDは、事件番号だけではなく、バージョン番号を組み合わせたものでなければならないことになる。

このことは、法律でも実は同じだ。1番スタートラインにある法律の条文を、次の改正法によって改正した場合、改正法の条文はすべて書き換える法律であったとしても、実は観念的に生成 (generate) される新しい条文がオリジナルになる。例えば、2つの条文を持っている法律があると仮定する。次の改正法によって、第2条を削除する、それだけの改正法があるとする。そうするとスタートラインでは2つの条文を持った法律があったはずなのに、2番目の第2条を削除するという情報しかない改正法によって、真のオリジナルは第1条しかない法律にジェネレートされる。しかし、第1条だけ書いた法律のドキュメントは存在しない。これは頭の中でジェネレートされるだけであって、ドキュメントとしては存在しない。考えて作ることはできるけれども、物体は存在しない。だから、真の意味でのオリジナル・ソースはないことになる。これは非常に珍しい例かというところではなく、よく考えてみると、非常に多くの法律がそうだ。世の中の法律の中で改正されていない法律というのは、むしろ珍しい。何十回も改正されている法律の方が多い。そうすると、物体としてのオリジナルは実はないものが圧倒的多数である。これらはどういうことになるかという、2次的に観念的に生成されるものが実は真のオリジナルになるということだ。そうすると、判決の場合と同様に、法律の場合でも、法律番号だけではオリジナルを特定するIDとすることができず、バージョン番号を組み合わせたものが必要となるだろう。

さらに、デジタル・コンテンツの場合には、もっと難しい問題がある。途中でエラーが混入しない限り、コピーされる元のデータとコピーされた後のコピーされたデータとは全く同じ文字列になるだろう。そうすると、オリジナルのデータと2次的なデータとの間で、どちらがより確実らしいかという評価、それ自体としてはどちらが正しくどちらが正しくないという判断がつきにくい。

このようにしてみると、実は、現在流通している法情報データのほぼすべてについて、実は、オリジナルと同価値であることの保証がないかもしれない、ということを理解することができる。

ここまで述べてきたように、最初からオリジナルがないものが多いだけでなく、デジタルの世界では何万回でもコピーされたものがすべて、実際には同じ価値を持っている。上述のようなフォントの問題等を捨象して考えると、デジタルデータの完全なコピーは、コピー元のデータと同じものになるはずであるから、コピー元とコピー先との間で価値的な相違が存在しないことになる。そのような環境の下においては、オリジナル・データと2次的データないし派生データとの間の相違を論ずることが意味をもたないことがあり得る。もちろん、途中でエラーやバグが入ることがあるが、通常はすべて同じ価値をもっている。これまでの世界では、最初にサインされた契約書は1つしかないから、それは非常に大きな証拠価値をもっていて、そのコピーは証拠価値がない。あるいは、その契約書を見て記憶した内容は不正確だから、証拠価値がないというような様々な証拠法上のルールがあったが、デジタル環境においてはそういうことがあまり言えなくなってくる。このことは、例えば、証拠法の領域でも、伝聞証拠 (hear say evidence) であるかどうかが問題となる場面にも大きな影響を与えるだろう。換言すると、原本と複製との間の法的評価の相違が消滅する場面が出てきていることになる。場合によっては、複製から派生した法情報データのほうが適切に誤植等の修正が施され、信頼性の高いものとなっている場合さえある。商用データベース内に収蔵されている法情報の中には、そのような例が少なからず見られる。最良証拠原則 (Best Evidence Rule) が少し修正されつつあるのかもしれない。

そうすると、そもそも法源の探索のための信頼性の識別基準それ自体を考え直す必要が

あるのかもしれない。定式化して言うと、手の上にあるデータがオリジナル・データと同価値であるという信頼性を「誰か」が認証するという社会的仕組み、その認証する「誰か」の信頼性の度合いを更に測定・評価・認証する他の「誰か」という社会的仕組みが必要であることになるだろう。Web上のコンテンツの場合には、より一層強い論拠をもって、このことを主張することが可能と思われる。社会的にその信頼性を保証する誰か、あるいは何らかのシステムというものが必要となる。単に「政府が出版した出版物」あるいは「最高裁が出版した出版物」だというだけでは、確からしさの保証にはならないかもしれない。

3 データの注釈と用法

法律の文章は専門用語、あるいは法律家の間でだけで理解できる用語の塊だ。ジャーゴンの集合であると考えてもいいだろう。しかし、そのようなエジプトのヒエログリフのような、普通の人には理解できない文字列の集合が、社会的に機能しているのは何故か？

法が社会内で機能するためには、法情報が人によって認知可能なシンボルとして機能する環境が準備されていなければならない。従って、法情報が法情報として機能するためには、何らかの方法で、注釈と用法上の支援という社会システムが準備されていなければならない。

最初に、法が法として機能するためには、ある一定の「環境」が必要だと言った。この環境というのは、抽象的に環境が存在しているのではなくて、法が法として機能するための様々な仕組みの集合体が環境として評価されるということになるかもしれない。このような支援は、これまでどのようにしてなされてきたのか。

大学では私のような学者の講義によってなされてきたかもしれないし、教科書の中に書いてあったかもしれない。また、政府機関によってそのような機能が果たされてきたかもしれない。例えば、日本国の場合だと、新しい法律が立法されると、その立法に関係した政府機関の職員によって解説書が書かれ、出版される。立法に関係した職員だから、その法律について1番最初に最も詳細な解説書を書けるのは当たり前なことだ。ここでの問題は、1番詳細で1番詳しい解説書なのだが、それは既に解釈が入っているということになる。法律は何らかの目的で立法される。大抵の場合、非常に具体的な立法目的を持っている。経済的な目的である場合もあるし、財政的な目的もあるし、軍事的な目的もあるし、様々な目的で立法される。立法に関与した政府の担当者はそのような目的を肯定的に捉える人が多いのは当たり前だし、その目的を遂行するために解説書が書かれる。しかし、その目的自体が正しいかどうかは、法律それ自体からは分からない。政府の政策それ自体が間違っている場合には、目的それ自体が間違っているのだから、法律も正しくないかもしれない。当然、その法律が正しいという前提で書かれている解説書も正しくない。しかも、そのような解説書等は、全ての法令について作成されるわけではない。立法機関又は政府機関としての一方的な見解が示されているだけであるので、その法令の正しい注釈であるという保証は存在しない（特に、法令それ自体の欠陥について自認するような記述がなされることは、まずないと言ってよい）。だが、社会の多くの人々は、立法に関係した担当者が書いた解説書は、信頼性が高く、信用すべきものだとは普通は評価するだろう。このような問題がある。

判決の場合どうか。判決は、判決理由（Court opinion）というものをつけないといけないことになっている。しかし、裁判官は判決の中でだけ、判決の根拠を示さなければならないというルール（「裁判官は弁解せず」というルール）が存在するために、その判決を生成した裁判官自身が何らかの解説や注釈を加えるということが非常に少ない。判決の外で自分の判決を正当化してはならない。私自身は、かつて裁判官をやっているときにたくさん判決を書いた。しかし、それを自分で正当化するための説明をすることは、裁判官を

している当時は許されなかった。もしかすると、現在も許されていないのかもしれないが、分からない。多分、許されていると信じたい。

では、今度は国会の方を考えてみたい。おそらく日本でもオーストラリアでも、国会議員が法律を作るのではなく、政府が法律の原案を考え、国会議員が提案しているだけ、という場合が多いのではないと思う。アメリカの場合は良く分からない。しかし、大統領がある目的で法律案を作りたいと考え、大統領を支持する議員が、大統領が考えているような法律案を提案するようなことは、しばしばあるようだ。日本とアメリカでは、国のシステムが違うので、簡単には比較はできないが、日本で政府が営んでいる機能をアメリカでは大統領が営んでいるのではないだろうか。

このような注釈や用法上の支援は、オリジナル・データを生成した者によってなされることを期待するのは、むしろ難しいのかもしれない。特に、国会議員は、選挙によって交代することもある。例えば、ある提案された法律が議会で可決されたと仮定する。可決された法律案について最も良く知っているのは、形式的・名目的には、その法律案を提案した議員のはずだ。しかし、彼らは良く分からない、提案しているだけだ。しかも、一般に、自分が提出した法案でさえ、それが可決された後には詳細な内容を忘却してしまうのが通例だ（国会議員は、それほど暇ではない。次の仕事が残っている。）。従って、誰か第三者がやはり法律の使い方、あるいは法律を機能させるための支援の仕組みを作っていかなければならない。

今まで述べたオリジナルの確定は容易ではないということ、それから、2次のデータの信頼性評価も容易ではないということ、それから、データとしての法律はそれだけでは機能しないということ、これら3つの要素は、法律データベースを作る上で非常に重要なポイントになると考える。つまり、何がオリジナルであるかという問題はそもそも、非常にあいまいな要素を含んでいる。そして、オリジナルであること、正しいテキストであることは、誰かによって保証されなければならないということだ。そして、単にテキストの正しさが保証されるだけでなく、それが社会の中で正しく機能するための支援を誰かがしなければならぬということでもある。この3つの要素は、一体誰が果たすべきなのだろうか。私は、学術情報データベースの果たすべき任務の1つではないかと考える。

第3 ネットワーク環境における法情報データベースの機能

次に、ネットワーク環境というところだけに着目して法情報データベースの機能を考えてみたいと思う。

ネットワーク環境において、法律情報データベースが果たすべき役割、形式的な機能だけを見てみると、第1に検索のための機能、第2に教育のための機能、第3に社会運営のための機能、そして、最後に経済戦略ツールとしての機能がある。ネットワークの上の機能としては、これらのものを特に考えるべきだと思う。

1 検索のための機能

まず、検索のための機能について述べる。

検索をするという人間の行動は、一体どういう行動なのか、それを考えてみた。簡単に考えると、YahooやAustLIIやLIIのシステムで、検索のためのキーワードを入力して、コンピュータシステムが処理してくれたアウトプットを手に入れることが検索だと考えるかもしれない。しかし、それは「検索」なのだろうか？

人は、特定のシンボルによって思考する動物である。そして、法情報の多くは文字列集合として存在する。この文字列集合へアクセスし、人の脳内に展開されている世界のどこかにマッピングし又は位置付ける作業を経て、人は法情報を認知し認識する。これは、「法」が何らかの法情報として存在し、流通し、そして、社会内で機能するものである以上、必然的なことである。このようなアクセスが一定の「意図」の下に実行される場合、それを「検索」として理解することができる。検索は、模索ではない。従って、検索結果は、検索結果が提供される前に(仮説として)予期されたものとなっている。検索結果が予期できないものであった場合であっても、後から新たな関連付けが実行され、自己の世界内に取り込まれるのであれば、それは、検索である。しかし、検索結果が予期できないものであり、しかも、理解できないものである場合には、それは、検索ではない。

私は、いつも学生に対してこのことを話すのだが、なかなか理解してもらえない。それは、検索というものを理解するための世界をまだ持っていないからだ³。検索というものを理解するためには、検索結果がアウトプットとして得られるだけでなく、インナーワールドに取り込まれるというプロセスも考えるということも必要で、そのためには自分の心の中、脳の中に、アウトプットを受け入れるためのマップが最初から用意されていなければならない。このことは、非常に重要ではないかと私は考える。つまり検索というのは、結果を予め知っていなければ、実は検索できない。通常これは、仮説といわれている。本当にそのような結果が現れるかどうかは誰にも分からない。しかし、いくつかの仮説中のどれかが手に入った場合でなければ、検索結果を理解することができない。答えのオプションが最初から心の中にいくつか用意されていなければ、正しい検索結果が含まれていても、それが正しい検索結果が含まれているということを理解することができないということになる。つまり、検索という行動は、単にキーワードを入れて、何らかのアウトプットの塊を取り出す行為ではなくて、機械よって処理されたアウトプットとしての文字の塊の中から、自分の持っている仮説のどれかとのマッチングをする行為だということになる。自分の中に既にマップがなければ、マッチングをするという行為はできない。だから、仮説という名前の答えが既に用意されている場合にのみ、検索は実現可能であると考えられる。

文字列は文字に過ぎない。私はかろうじてマーチン教授やグリーンリーフ教授の書いた英語の文章を読むことができる。それはこれまで何回もアルファベットを見て知っているから、使い方も自分の体験の中で知っているから読むことができる。しかし、ユカタン半島にある石に刻まれたマヤの象形文字のようなものは全く理解できない。当時の彼らは理

³ 2001年5月12日に開催された法社会学会で、名古屋大学の加賀山教授と会った。彼と私は10年ほどずっとある議論してきた。「教育は可能か」という議論だ。私は、教育はできないという説を10年間主張してきた。彼は、教育できるという説をずっと主張していた。しかし、この法社会学会の折に、私と彼の意見は、ようやく一致を見た。つまり、「学生の頭の中にある世界はどうやっても広げることにはできないが、自分の持っている世界を自分で知らない学生に、君はこんなに素晴らしい世界を持っていると気づかせることはできる。しかし、教授が学生にどんなにトレーニングしても、インナーワールドそれ自体を拡張することはできない」という点で意見が一致したのだ。「何か効果的なトレーニングの方法さえあれば学生の脳の中の世界がどんどん広がっていくというようなことはあり得ない」という点で意見が一致し、10年の論争がやっと終わりになった。いま私は逆説的な表現を使っている。つまり、軍隊のようにトレーニングしてスキルを覚えさせることが教育ではないということを言いたいのだ。学生が皆持っている素晴らしい世界に気づかせ、その世界を自分で耕せるようにすることが、教師の仕事だろうと思っている。

解したはずだ。理解していなければ、社会が成り立たない。ジャガーの形や太陽の形のような模様のようなものが、実は文字だ。だが我々は理解できない。文字というのは、ただの形に過ぎない。その形の集合体がどうして人間として何かアクションを起こすためのトリガーになったりエレメントになったりするかということ、人間は文字を通して、あるいは文字を引き受けたことによって、何かそれに意味を与えることができるからだ。私が先ほどから言っているインナーワールドというのは多分、意味のネットワークとシンボルとを結合するためのシステムだろうと考える。

ネットワーク環境における法情報データベースの機能として着目すべきことは、このような意味での検索のプロセスの一部を人の脳内の作業から外部の作業へと移行させることが可能となってきたことである。例えば、ロボットによる検索や、収集したデータをフィルタ用のソフトウェアによって自動仕分けすることなどがその萌芽であると評価することができる。

しかし、このような脳内の作業の一部を脳の外部へと置き換えることについては留意すべき点がないわけではない。まず、自動的になされる作業は、大量のデータを処理することが可能である場合が多いために、外部作業のためのアルゴリズムが適切であるかどうかのチェックが見落とされてしまったり、あるいは、それが不適切であっても量の大きさによって隠蔽されてしまったりする危険性がある。次に、マッチングは「意味」を含まないという点をあげることができる。「意味」は、コンテキストとの関係で機能する仕組みであって、コンテキストを処理できないシステムでは、「意味」という要素を処理することができない。しかも、「意味」は、各人にとって固有のものであり普遍性を持たない。通常のネットワーク検索は、ネットワーク上に所在する文字列のコードのマッチングしか実行されていないので、このような意味における「意味」の検索は実行されていない。にもかかわらず、その幻惑的な要素によって、意味を習得したと錯覚させる効果はある。

そして、検索それ自体は、検索対象データの信頼性評価を伴わない。この問題は、将来的には、信頼性認証との組み合わせ等によって解消されるかもしれない。しかし、現時点では、信頼性の度合いを無視した文字列マッチングのみが実行可能である。

2 教育のための機能

このように、ネットワーク環境における特有の問題はある。それらの多くは、ネットワーク上のデータに対して、短時間に大量のデータ処理が可能となっていることに由来する幻惑的な要素からもたらされるものである。その弊害は、とりわけ、法学教育の現場において発生しているかもしれない。例えば、日本国でも米国でも、多くの学生がインターネット上に存在する情報のみが世界を構成する情報であると誤解してしまっているかもしれない。そのような学生の多くは、公式判例集の存在を知らず、WESTLAW や Lexis-Nexis のみで法情報が構成されていると信じてしまっているかもしれない。このことは、WESTLAW や Lexis-Nexis が非常によくできたシステムであり、教育上も非常に有益なツールであるということそのこと自体によって倍化されているかもしれない。今後、例えば、日本国の総務省の「法令データ提供システム」⁴や米国の連邦議会図書館の「Thomas」⁵のような優れた公的法情報提供システムが完備されれば完備されるほど、このような状況が深化又は悪化する可能性はある。

他方では、学生の多くが図書室へ足を運ぶことを億劫に思うようになり、あるいは、無

⁴ <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

⁵ <http://thomas.loc.gov/home/thomas2.HTML>

用なことだと誤解するようになってきているかもしれない。しかし、情報は、特定の環境の下でのみ機能する。その環境が一定の限定されたものである場合、その情報は、機能しているとしても本来機能すべき部分の多くを切り捨てているのかもしれない。加えて、必要なときに検索すれば足りるという安易な思考は、自分の脳内の世界を拡張しようという努力をする気持ちを減少させてしまうかもしれない。だが、ルールの構造体を脳内に持たない者や検索結果を仮説として予見できない者が「検索」を実行することはできないというパラドックスが存在することは既に述べたとおりである。このように、教育という場において、法情報データベースがもたらしている問題性には、非常に大きなものがある。

それにもかかわらず、ネットワーク環境において法情報データベースが果たしている有用性は非常に大きい。教育のためになされるネットワーク環境での法情報の提供は、非常に便利なものだ。しかし、ここでもまた、検索それ自体の意味とインナーワールドの重要性を考えながら、いくつかの点を指摘したいと思う。

形式的なところから順に本質的なところまで、いくつかの要素を挙げる。

第1に、自前の書齋を必要としない。このこと自体は欠点かもしれない。しかし、全ての学生が分厚い判例集や法令集を全部揃えることは無理なことだし、意味のないことかもしれない。ネットワーク環境の中でデータベースを利用することによって、自前の書齋はいらなく。

第2に、学生が何を検索したのかを記録したログを解析することによって、教員は、個々の学生の理解度等をより正確に測定することができるようになった。このことは、教育効果の測定という非常に難しい作業のための強力なツールが提供されているということの意味する。教師の立場でいうと、学生が何を検索したのか、キーワードのログを見ることによって（学生が勉強をさぼっているかどうかも含め）いろいろと統計調査をすることができる。少なくとも、これによって、評価をするための確実な根拠を手に入れる事ができる。これは、学生にとっては不幸なことかもしれないが、教師にとっては有り難いことだ。

第3に、とりわけ分散型データベースの場合には、それらを相互に関連させることによって、それ自体の機能上の限界を超えて、より高度な機能を営むように利用することができる。紙媒体でのクロスリファレンスとしては絶対に実現できないことがほぼ自動的に処理可能である。これは、やや意味のある機能だと思う。紙の書籍だけの世界で教授が教科書を書いても、それは孤立した世界だ。どこか海の上にある小島の中の世界に過ぎない。小島はたくさんあっても、それぞれの小島の中に教授が1人ずつ立って王様だと威張っているだけだ。それでは、漂流してくる学生はかわいそうだ。しかし、ネットワーク環境では、それらの小島は既に小島ではなく、互いに連絡し合うことができる。別の島では何をやっているのかが分かる。このようなことは、ネットワーク環境でなければ絶対にできないことだ。人間は完全な動物ではないので、自分にとってできないことや不十分なことを、他のデータベースや他のシステムと連携することによって、相互に補うことができる。これは、ネットワーク環境における法情報データベースの非常に優れた点だと考える。

第4に、ネットワーク環境で機能する法情報データベースでは、紙媒体のものと比較して、そのデータのアップデートが比較的早く、場合によってはリアルタイムの法情報提供が可能である。このことは、興味を持ちやすい素材を教育の現場に提供するための道具があるということの意味している。逆に、非常に古い素材を探し出すのにも便利である。記憶装置の記憶領域とシーク速度は、非常に大きく高速なものとなっている。書庫のスペースの限界は、事実上ないのに等しい。日本国では普通、六法と呼ばれる印刷物によって法律集が出版される。これは、年に1回しか出版されない。しかし、最近のように非常に慌ただしい時代では、年に何回も同じ法律が改正されることがある。この場合、出版社はどのバージョンの法律を印刷したらいいのだろうか。印刷のためには何ヵ月も掛かるから、

このバージョンで印刷すれば良いと考えたテキストが、出版の時にはもう削除されているかもしれない。この問題を解決するためには、可能な限りリアルタイムで、その時点でのテキストを提供するシステムを存在させる以外にはあり得ない。そのようなシステムがどのような形で実現できるかという点、ネットワークによるデータベースサービスしかあり得ないということになる。

第5に、デジタル転送可能なデータ形式に置き換え可能なものである限り、文字列のみならず、画像（静止画及び動画）、音声、感触等の情報もデジタルデータとしてネットワーク環境で検索可能である。こうした要素を持つ法情報は、意外と多い。これまでの世界では、媒体の限界に縛られて、「法情報は文字列だけで構成されている」と誤って信じられていただけに過ぎない。例えば、裁判官の訴訟指揮上の命令は、テンポラリでローカルな法的ルールの生成とその宣言行為である。しかし、それは、音声によって構成されるものであって、文字列によって構成されるものではない。音声を調書や速記によって文字列化したものは、文字列による法情報表現（2次的データ）であるが、そのオリジナル・データは、やはり音声のみである。紙の媒体だと絵、写真、図はどうにかなる。しかし、それ以外のものはだめだ。少なくとも、動画は紙媒体では入れることができない。だが、世の中に存在する法情報のなかには、動くものもあるかもしれない。1番多く出現するのは法廷の場だろう⁶。リモートで証人尋問する場合、あるいは証拠調べをする場合、動く要素を処理しなければならない。また、実際には通常の判決の中には含まれず、削除されてしまうが、動く要素が判決に引用されていることがある。例えば、ビデオテープやアニメーションが、イリーガルなものであるという判決（その場合に、そこで引用されているのは、実はビデオテープやCD-ROMのアニメーションやその他ムービーなもの）は、実は判決の一部なはずなのだが、文字に置き換えて固定することができないために、判決集からはカットされているし、カットしてもどうにかなる方法で上手く文字に置き換えて書かれている。しかし、本当は判決の一部なはずだ。大抵の場合、日本の判決だと別紙の目録の中に記載してあるビデオテープ、と書かれてあるだけだ。ビデオテープがどのような内容であるかは、文字で表現されている。例えば、「違法な内容」が映像として目録に書いてある。しかし、それは紙に文字を固定しなければ、判決集を公刊できないから、やむを得ずそうしているだけであって、本当は画像そのものが判決の一部なはずだ。

現代の社会では、ネットワーク環境で動く要素を取り入れることができる。デジタル・

⁶ 2001年3月にコーネル大学を訪問して、マーチン先生とお話をさせていただく機会があった。そのときにマーチン教授から、例えばゴアとブッシュ両大統領候補の選挙に関する争いが、連邦最高裁で争われたときの法廷の様子をビデオに撮って、それを教材として使うことができるという話を伺った。実際そのようなビデオを見せて、ロースクールの学生にディスカッションをさせているということを教えて頂いた。その法廷のビデオというものは日本では認められていないが、それは大事な法情報の1つだと私は思っている。仮に日本国においても、法廷の様子がビデオ撮影できるようになれば、裁判が公正になされているかどうか市民が監視するためにも重要だし、また実際にはその法廷がどのようなものであったかということ、後から知るためにも非常に重要なコンテンツになるはずだと思う。教育の目的でも、そのような教材をたくさん使えば、学生は字を見ただけで、これが法廷だ、法廷とはこういうものだ、法廷を想像しなさいと、まるで無茶なことを要求されなくなる。絵を見て、法廷はこういう世界だと知ることができる。だから、あらゆる目的のために、動く要素というものは実は重要で、これまでの世界では文字というものに置き換えるしかなかったから、割愛して、我慢して、切り捨ててきただけのことだろうと考える。ネットワーク環境では、このようなものを非常に取り入れやすい。

ネットワーク環境は非常に進歩し、現在は文字列だけでなく画像や動画、音声、場合によっては匂いや味、感触など、様々なものを送受信することができる。また、デジタル・コンテンツとして判決を書くとしたら、そのような動く要素も取り入れることができるから、より正確に判決を書けるかもしれない。少なくとも、判決を理解するための「動く要素」というものをデータベースの中に取り込むことはできると思う。

このような考察を経た結果得られる仮説は、「法情報データベースは、能力があり勤勉な学生とそうでない学生との間の差異・格差をますます拡張する効果があるかもしれない」という仮説である。脳内の既存の世界が広い者は、ますますもってその世界を拡張することができるかもしれない。しかし、そうでない者は、ますますもって混乱し、勉強が嫌いになってしまうかもしれない。他方では、こうしたツールの限界を正しく認識し、その上でこれを上手に使いこなすことができない教員は、次第に、学生からの尊敬を失うということにもなりかねない。但し、このことは、学生や教員のみならず、弁護士や裁判官等の法律家についても言えることだろう。

3 社会運営のための機能

法は、特定の社会システム環境の中で機能する社会的ツールである。このツールが使用される目的は一定していない。独裁主義の国では、独裁者とその取り巻きの利益を極大化するために使用されるだろう。民主主義国家においても、特定の法が全ての国民にとって利害関係を有することは少なく、特定の集団についてのみ利害関係を持つことが多いために、実際には、特定の法律に関係を有する人々又は集団の利益を調整するために、法が使用されることになる。議会よりも政府のほうが優勢である国では、主として、政府の政策目的遂行のために、法が使用される。公害被害者等特定の集団の損失を税によって補償するための法律等のように、直接に利益を受ける者が真に利益を受けるべき者である場合であっても同じである。この場合、税は、当該被害者を含む納税者全員に分散された負荷となっているので、結局は、国内におけるリソースの再配分のための社会的コントロールという目的で「法」というツールが使用されていることになる。

これらいずれの場合においても、共通していることは、「法」は、それ自体で自立的に目的を持っているわけではないということである。「法」は、社会的ツールであり、法の条文等の中に明示された目的又はそれ以外の目的のために、誰かによって、使用される。

それが使用される場合に、その使用が満足すべきものとして社会内で機能するためには、法それ自体の何らかの力によってではなく、内在的又は外在的なエンジンが存在していることが必要である。多くの場合、それは、軍隊や警察等の暴力装置を伴う国家権力システムによって提供される。強制力のない法は、無力である。

伝統的に、法哲学者達は、法それ自体の内在的な力というもの存在を信じてきたかもしれない。例えば、カントがその例である。たしかに、普遍的な法の理想は存在する。しかし、その理想を特定の社会内で現実に機能させ実現させるためのシステムは、法それ自体の中には含まれていない。

全ての法は、特定の社会における政治的組織形態や利害構造を直接に反映するものである。従って、法の真の姿は、法律の条文が当該社会の中で機能する仕組みに関する法情報と結合されたときにのみ明らかとなる。例えば、日本国の場合、多くの法律は、基本的な枠組みだけを定めており、その詳細な内容や実施・運用の基準は、政令や通達の中にしか存在しない。しかも、具体的な運用（operation）は、文字情報としては提供されることがなく記録されることもないことが珍しくない。そのための基準それ自体が、担当官の「裁量」に任されている場合には、特にそうである。このことは、裁判でも同じであり、法の実際

の運用における一形態としての裁判において、公開の陪審では、少なくとも陪審員団の答申だけは法廷において明らかとされるだろうから、判断プロセスの一部が公開されていることになる。合議体で裁判がなされる場合、合議それ自体が公開されていなくても、合議体を構成する裁判官は、どのようなプロセスで裁判所としての判断が形成されたのかを知っていることになる。しかし、これは、文字情報として存在するわけではない。単独体の裁判所の場合には、判断プロセスは、その裁判官の脳内の記憶としてしか存在し得ない。だが、これらのプロセスに関する情報を適切に入手し、又は、それを推測するに足る情報（例えば、裁判所の判決書や量刑基準表、官庁の決定書や運用指針等）を入手するのでなければ、法が実際にはどのような姿をしているのかを知ることはできない。

今日、国境を越えたネットワーク環境において他国の法を知りたいという需要が高まっている。この需要を満たすための手段もまた、ネットワーク環境に適合したものでなければならぬだろう。そして、上述のような社会運営のための機能というものに注目するとき、学術系法情報データベースや商用法情報データベースのみが果たしえる役割もまた、自ずと明らかになるだろう。

4 経済戦略ツールとしての機能

法が社会運営のための機能を持っているということは、さらに、それが経済戦略ツールとしての機能を持つということの意味する。

特定の国がどのような法システムを持っているのかということを示す法情報は、その国に対する国際的投資の効果や結果を推察し、リスク計算するための重要な要素となってきた。ここでいう法システムを示す法情報の中には、取引関係法、税法その他の関連行政法規だけではなく、犯罪発生率、裁判のための平均審理期間及びその効率性等に情報も含まれる。これらの情報は、伝統的な法学の世界においては「法情報」として理解されていなかったかもしれない。しかし、法が特定の社会システム環境の下で機能する社会的機能そのものであることからすると、実定法の条文だけが法情報であると限定する考え方は、明らかに誤りであり、法の本質を知らない者の言説に過ぎない。

経済において評価要素として機能し得る法情報の総体の量がどれくらいあり、その質がどの程度のものであるかを掛け合わせた場合、各国毎のリスクの高低を評価するための一つの材料として利用することが可能である。この場面では、法は、そのようなものとして機能していることになる。

特に現代社会においては、国と国とにまたがった国際取引が非常に活発だから、相手の国での取引上のリスクというものを正確に計算しなければ、取引をすべきかどうか、あるいは修正すべきかどうか、取引を増やすか減らすかの決定ができない。取引をした結果、何かトラブルがあった時にはどのような法的システムによってそれが処理されるのかということが予め分かっている必要があれば、何ら決定ができない。そのために、お互いにその法律情報がより良く分かっている必要があると考える。しかし、国によって良く分かる国と良く分からない国がある。法律情報がネットワークを通じたデータベースによってより明確に提供されている国は、より明確に計算できる。リスクが高くても、高いということが最初から分かっている。分かっている高いリスクに投資するかどうかは、企業の自由だ。リスクそれ自体が高いか低いかは問題なのではなく、どの程度のリスクがあるかを計算できるかどうか重要なのだ。その計算のための素材としての法システムや法情報が、非常に良く分かっていることが重要なのだと思う。ところが、それが明らかにされていない国はリスク計算ができない国だから、計算できないところには投資はできない。投資できない国は投資相手国としてオミットされるかもしれない。

こうなってくると、国の政策それ自体としても、法情報を明確に、より広く、より深く出していくということは、国として生き残るために非常に重要なことかもしれないと考える。これらがすべて、ネットワーク環境における法情報データベースの持っている機能で、しかも非常に重要な機能ではないかと考える。

このことから、法情報の公開の度合いによって、その国の将来が左右されるということもありそうなことである。とりわけ、ネットワーク環境は、比較法的な検討が並列処理として実行可能な環境であるので、このことが顕在化しやすいということが出来る。ネットワーク環境における法情報データベースは、その意味で、経済戦略ツールとしての機能を持ち始めているということができよう。

第4 将来における学術系法情報データベースの役割

これらの議論を踏まえて、今後、将来における学術系法情報データベースの役割をいくつか指摘したい。

1 政策決定

学術系法情報データベースは、政策決定のための重要な素材提供源となり得る。これは、学術系法情報データベースが、特定の政策を実現するために存在しているわけではない、ということに由来する。政策決定のために存在しているデータベースは最初から、ある属性や偏りを持っている。偏りを持った情報の塊から、正しい政策決定はできない。偏りのない情報の塊からしか、正しい政策決定はできない。これは非常に重要な要素だと思う。

2 ルールブック

学術系法情報データベースは、ルールブックとなり得る。これは、学術系法情報データベースが、実定法と判決のみを「法情報」として扱わなければならないという制約条件に支配されていないことに由来する。

例えば、法律案と可決された制定法を提供するのが国会のデータベースの仕事だろう。それから、正しく判決を提供するのが裁判所のデータベースの仕事だろう。それ以外の種類の情報は、それぞれのテリトリー外の情報になる。

しかし、学術法情報データベースには、このような制限が最初からない。関連したものをすべて、学術法情報データベースの中に取り込むことができる。だから、真のルールというものを見出すために必要なすべての情報を取り込むこともできる。この、真の法情報を理解するための付随的な情報の中には、実際の運用例、実際の判決の仕方、実際の強制執行の仕方あるいは実際の逮捕の仕方等も含まれる。このようなものは、政府機関や裁判所の公式データベースでは扱えない性質のものが多いと思う。しかし、学術情報データベースでは何も制限がない。このようなものをむしろ取り扱っていくべきだろうと思う。それから、学術法情報データベースは社会的な相互作用を及ぼすことができる。裁判所は裁判所で大きいけれど孤立した1つの島だし、議会は議会で1つの大きい島だ。そこで、自己完結している。しかし、学術法情報データベースには、自己完結しなければならないという義務がない。

3 社会的な相互作用

学術系法情報データベースは、様々な社会的相互作用を及ぼし得る。これは、学術系法情報データベースが、比較的容易に、他の学術系データベースと協調し、分散型のより大きなデータベースの一部を担うことができやすいということなどに由来する。

我々の SHIP プロジェクト⁷では、法律データベースだけを作ろうとは思っていない。政治学や経済学、経営学、その他関係する学問全部のためのデータベースを作っている。例えば、我々が蓄積したデータの中には、国会議員の報酬額を決めるデータベースがある。これは法律の塊に過ぎない。しかし、和田先生が構築した検索システムによれば、「何月何日時点の議員報酬の金額はいくらか」ということを検索することができる。これによって、政治学者は、国会議員がどれだけ仕事をして、その仕事に対してどれだけ報酬が払われて、その報酬が正しいのか正しくないのか、国会議員が怠けているのか、一生懸命働いているのかを評価することができる。

法律の情報データベースなのだが、政治学者たちに対しても非常に効果的なツールを提供していることになる。そのようなかたちで、いろいろな所で使うことができるわけだ。我々は法律家だが、我々は我々で関連する政治学や経済学の領域のデータベースと相互作用を及ぼし合う。例えば、税金のための法律を良く知るためには様々な会計上の知識やその他の特殊な知識が必要だ。そういうものを、我々は専門家の方から手に入れることができる。

4 中立性

学術系法情報データベースは、それだけが、真の中立性を維持することができる。政府系法情報データベースは、政策目的に支配され、それが制約条件となる。他方、商用法情報データベースは、商業的利益を無視して存続することができない。

学術法情報データベースはどこと接続して悪いという制限がないから、それが自由にできて非常に作りやすい。そして、最も指摘したいのは学術系法情報データベースだけが中立性を保つことができるということだ。政府はどこでも、アメリカにおいても2つの政党のうち、どちらかの政党の政策を実施するために存在している。日本国においては、自由民主党が非常に長く支配しているが、しかしどこかの政党がその政策を実施するために、政府は存在している。政府は1つの方向性を持っていなければならないし、それが政府というものだ。だから、政府の方針のもとに作られるデータベースも当然、最初から一定の方向性を持っている。

商業データベースはどうかというと、もちろん利益がなければデータベースそれ自体が死んでしまうから、まず利益を上げなければいけない。中身が立派でなければ売れないが、売れなければデータベースとして存在し得ないわけだ。だから、商業的に意味のないものが切り捨てられる。商業的に意味のあるものがどんどん肥大化してくる。当たり前のことだ。そうでなければ、むしろ企業として間違いだと思う。しかし、学術系データベースは、そのようなことから無縁でいることができる。実際には、本当は無縁でいられない場合もある。例えば、アメリカ合衆国では、非常に多くのロースクールのデータベースが、WESTLAW や Lexis-Nexis のシステムとドッキングして、実際には大学のデータベースの中に、WEST や Lexis-Nexis が出店を持っているような、そういうデータベースがたくさん見受けられる。

⁷ <http://SHIP.mind.meiji.ac.jp/>

日本国の学術系データベースでも、「powered by Yahoo」とか「powered by AOL」と Web ページに記載して自慢している教授がいる。もし、これらの企業から研究資金の提供を受けているのであれば、そのように記載するのは当然のことかもしれない。しかし、そうでないとするのであれば、本来、学術系のデータベースは、中立性を誇りにすべきであって、中立性を保つための努力を続ける限り、中立性は維持できると信じている。これは、学術系のデータベースでなければならないことだ。

第5 何をなすべきか？

今後、法情報の問題と向かい合う者は、技術という要素から顔をそむけることは許されなくなるだろう。これは、積極面と消極面の双方において、そうである。

積極面から見ると、XML を始めとする新たなドキュメント処理技術は、非常に大きな可能性を有している。XML は、マークアップ言語とよばれる人工の機能言語グループに属し、タグによってドキュメント内の諸要素をコントロールすることができる。将来、自然言語処理の技術が進歩すれば、もしかすると、タグというものが必要ではない時代が到来するかもしれない。しかし、社会的コンテキストの本質が「読み手」の脳内にしか存在し得ないということに着目すれば、その時代は、現代社会のわれわれが信じている自由意志なるものを否定した後の時代においてでなければ到来しようがないということが容易に推測可能だろう。従って、人為的にタグを埋め込むという作業は、当分の間、増加することはあっても消滅することはなさそうである。そして、タグでコントロールされる環境は、データ駆動型（data-driven type）のコンピューティング環境の一種だということができる。このような環境が成立して初めて、我々は、真の百科事典を Web 上に構築することも可能となるだろう。また、スタイルシートによる制御は、後述の人権問題を解決するためのヒントを多く提供するものでもある。例えば、SHIP プロジェクトのメンバーである小松弘弁護士による様々な試み⁸をもって、その実証例とすることができるだろう。

多面で、技術の進歩は、法情報へのより自由なアクセスを確保することを保証するがゆえに、これまで考えられなかったような新たな問題を発生させ得る。その問題の多くは、記憶空間の拡大とデータ処理速度の著しい向上に由来すると思われる。例えば、8 インチ 2D の磁気ディスク装置がありがたがられていた時代には、その媒体に記録される情報量もたかが知れていた。しかし、今や、100GB のハード・ディスクが数万円程度という低廉な価額で入手することができる。近い将来、ナノ・テクノロジーを応用した記憶素子が実用化すると、理論上は、角砂糖くらいの大きさの記憶装置内に日本の国立国会図書館に収蔵されている書籍の内容全部を記録することが可能になるのではないかと言われている。このことは、1 人の人間が、その手のひらの上により大きな世界を乗せることができるということの意味する。他方で、通信技術は、更に進歩し、より多くのデータをより短い時間で転送することを可能とするようになるだろう。これらのことは、より少ない努力によって、より多くの人権侵害を実現することが可能であることをも意味する。例えば、プライバシーの侵害がそうである。財産権についても同じことが言える。現在実行可能な著作権保護システムは、それを包み込む環境ごとまるごと全部ナノ・メモリの中にコピーし、そのまま実行することが可能となるかもしれない。情報の蓄積が非常に高密度になるということは、これまでプライバシー侵害やその他の権利侵害と無縁だった人たちを、デジタルの世界の中で被害者や加害者にしてしまうことを意味する。すなわち、デジタル・コンテンツ

⁸ <http://icrouton.as.wakwak.ne.jp/XML/>

の知的財産権は、技術の進歩とともに、ますます保護されなくなる可能性がある。

人権に関連して更に考察してみると、法情報が紙媒体によってのみ供給されてきた近代以降の世界においては、判例集も紙媒体に頼っていた。そこに記録可能な情報量は限定されている。従って、記録される判決は精選されたものとなる。英米では、判決を特定するために、原告と被告の氏名（組織名）を記載するのが通例である。例えば、「State v. Strange-man Case」というような具合である。これは、特定の裁判が存在することを社会の総員が知るべきだという「知る権利」や裁判の公開の要請等とも合致するものだろう。しかし、これは、当該裁判のデータが、その同時代の比較的狭い領域に住む人々限りの関心事で終わることの多かった時代の産物ではないかとも考えられる。現在のように、裁判情報が世界中に拡散し、無限に記憶・蓄積され続けるような環境の下において、従前の理論がそのまま機能すると断言することは許されるのだろうか。

ここに、近時に至って、裁判情報中の個人データ（プライバシー）の保護の問題が顕在化しつつある。同様の問題は、他の諸々の人格的利益についても発生し得る。SHIP プロジェクトでは、2000年夏に明治大学駿河台校舎において開催された第1回小研究会（テーマ：判決情報とプライバシー保護技術）においてこの問題をとりあげて検討した。法情報を提供し市民の知る権利に貢献すべき学術法情報データベースは、その機能を十全に営むという目的のために、他の重要な諸利益を軽視してはならない。これまで、判決の引用方法（Citation）や判決の示し方について考えられていたルールは、少しの情報しかない世界で通用していたルールだと思う。しかし、すべての人のどんな小さな事件でも、「警察官から職務質問された」というようなだけのつまらない情報でもすべて、角砂糖の中に入ってしまふ世界、そういう世界では、引用のルールも含めて、ルールそれ自体を全面的に見直さなければならぬかもしれない。ルールの見直しだけで対応できないところは、技術的な解決を図らなければならない。我々の SHIP プロジェクトでは、XML のスタイルシートによるコントロール技術を使って、この問題をどうにか克服しようと考えている。

以上のとおり、学術系法情報データベースは、法情報へのアクセスを確保し、学術・教育への貢献のために、新たな技術を積極的に導入して、より使いやすく、市民に奉仕するシステムの開発をめざし続けるべきだといえるが、それと同時に、新たなタイプの権利侵害にも十分な配慮をめぐらし、関連する周辺問題も意識しつつ、総合的な研究としてその開発が進められるべきである。そして、その結果は、学術データベースであるからこそ可能なことではあるが、可能な限り無償で、一般の市民にも公開され、それが、政府系データベースや商用データベースにも合理的に応用されていくというのが、理想的な姿ではないかと信ずる。